

第4章

環境づくりの基本方針

1. 良好な環境の保全に向けて	38
2. 目指す環境像	39
3. 環境目標	40
4. 各主体の行動指針	41

1. 良好な環境の保全に向けて

芦屋町には森林、川、海などの美しく豊かな自然があり、その恵みを受けて住民生活や事業活動が営まれ、歴史・文化が継承されています。「豊かな自然景観」や「空気のきれいさ」に対する住民の満足度は高く、将来を担う世代のために本町の環境を良好な状態で引き継いでいかなければなりません。

また、芦屋町では下水道整備や廃棄物の減量化・再資源化に積極的に取り組んできたことにより、高い下水道整備率やごみ排出量の減少などの成果につながっていることから、今後も住民、事業者、町が連携して生活環境の向上に努めていく必要があります。

一方、地球温暖化、生物多様性の損失、廃棄物などによる環境汚染といった地球規模の環境問題は、元を正せば住民生活や事業活動に起因しています。しかし、住民アンケートでは「周辺住民の環境に関するモラル」の重要度が高いにもかかわらず、満足度は低くなっています。

一人ひとりが環境への意識を高めることにより、環境問題を「自分のこと」として捉え、住民、事業者、町のそれぞれが、協力して芦屋町の環境や地球環境の向上に貢献していく必要があります。



2. 目指す環境像

第6次芦屋町総合振興計画では、芦屋釜をはじめとした歴史・文化や、響灘に面した美しい海岸線といった豊かな自然などの地域資源を町の宝としてこれからも守り育て、未来につなげていくことが重要であること、また、社会状況の変化や住民ニーズの多様化を踏まえてこれからの芦屋町をつくっていくためには、まちづくりの礎である「人」の育成・発掘に取り組み、「人づくり」を進めていくことが重要であることから、将来像を「人を育み 未来につなぐ あしやまち」と定めています。

本計画においてもこの将来像を踏まえて、豊かな自然や歴史・文化など芦屋町の魅力を高めながら住民、事業者、町が連携・協力して環境づくりを進め、良好な環境を次世代へと継承していかなければなりません。そこで、本計画の目指す環境像を以下のように設定します。

未来へと みんなでももり みんなでつなぐ 美しい芦屋の郷里

<環境像に込める想い>

未来へと…

将来を担う、子どもや孫たちを想い、

みんなでももり、みんなでつなぐ…

住民・事業者・町が、一つになり、途切れることなく、町の環境を守り育て続け、

美しい芦屋の郷里…

芦屋町が、美しく誇れる町、住みたくなる町、そして、帰りたくなる郷里となるように想いを込めました。

3. 環境目標

目指す環境像である『未来へと みんなでまもり みんなでつなぐ 美しい芦屋の郷里』を実現するために、分野毎に次の5つの目標を掲げます。

自然環境

豊かな自然環境を次世代へと継承します

森林や川、海などの身近な自然環境の保全を図りながら、人と自然が共生できるまちづくりを進めることにより、本町の豊かな自然環境を次世代へと継承します。

生活環境

安全・安心な生活環境の確保と循環型社会づくりを進めます

人の健康や生活環境への被害を及ぼすおそれのある公害の未然防止に努め、大気、水、土壌などを良好な状態に保つことにより、本町に住む人々の健康の保護と生活環境の保全を図り、安全・安心な生活環境の確保を図ります。

また、資源の有効利用ならびに廃棄物の排出抑制と適正処理により、循環型の社会づくりを進めます。

快適環境

快適な地域環境を創出します

これまでに培ってきた地域の歴史・文化を大切にするとともに、まちなかの緑や水辺、都市景観など、住民の生活に潤いとやすらぎを与える快適な地域環境を創出します。

地球環境

気候変動に適応した脱炭素社会づくりを進めます

省エネルギーや再生可能エネルギーの積極的な導入により、エネルギーの効率的な利用を進め、脱炭素社会づくりを進めます。また、気候変動に適応した社会づくりを進めます。

環境教育・意識

環境意識を高め、協働による環境づくりを進めます

環境学習や環境教育を推進し、日常生活や事業活動、地域活動などのあらゆる場面において環境に配慮した行動を自発的に行える人の育成に努めます。

また、住民、事業者、町が協働して地域の環境保全活動に取り組むことのできる人づくりやしくみづくりを推進し、本町のよりよい環境づくりを進めます。

4. 各主体の行動指針

本計画は、住民、事業者、町のそれぞれが、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働、連携しながら、よりよい環境づくりに取り組むことを基本とします。

住民の行動指針

住民は、日常生活において、良好な水質の保全、ごみの減量、騒音の発生防止その他環境への負荷の低減に努めます。また、町が実施する環境関連施策へ協力するとともに、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

事業者の行動指針

事業者は、事業活動における公害の防止など環境負荷の低減に努めます。また、町が実施する環境関連施策へ協力するとともに、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

町の行動指針

町は、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事務事業の実施に努めます。

また、環境に関する情報の調査・収集・提供や住民の環境保全意識の啓発を行うとともに、住民・事業者が行う環境保全活動を支援します。

なお、広域的、地球的規模での取り組みを必要とするものについては、国、県および他の地方公共団体と協力します。

第5章

施策の展開

施策体系図.....	44
1. 自然環境.....	46
2. 生活環境.....	50
3. 快適環境.....	58
4. 地球環境.....	66
5. 環境教育・意識.....	69

施策体系図



取り組みの方向性

- ▶ (1) 森林や海岸などの自然の保全
- (2) 動植物の生息・生育環境の保全

- ▶ (1) 大気質の保全
- (2) 水質の保全
- (3) 騒音・振動対策
- (4) 循環型社会の形成

- ▶ (1) 緑とのふれあいの確保
- (2) 良好な水辺空間の創出
- (3) 良好な都市景観の形成
- (4) 歴史的資源の保全・活用

- ▶ (1) 省エネルギーの推進
- (2) 再生可能エネルギーの活用推進
- (3) 気候変動適応策の推進

- ▶ (1) 環境教育・環境学習の推進
- (2) 環境保全活動の推進

各主体の行動指針

住民

住民は、日常生活において、良好な水質の保全、ごみの減量、騒音の発生防止その他環境への負荷の低減に努めます。

また、町が実施する環境関連施策へ協力するとともに、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

事業者

事業者は、事業活動における公害の防止など環境負荷の低減に努めます。

また、町が実施する環境関連施策へ協力するとともに、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

町

町は、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事務事業の実施に努めます。

また、環境に関する情報の調査・収集・提供や住民の環境保全意識の啓発を行うとともに、住民・事業者が行う環境保全活動を支援します。

なお、広域的、地球的規模での取り組みを必要とするものについては、国、県および他の地方公共団体と協力します。

1. 自然環境

豊かな自然環境を次世代へと継承します

森林や海岸などの適切な維持管理を行い、自然を保全します。また、町内の現状を把握し、希少な動植物の生息・生育環境を保全するとともに、在来種の生息・生育を阻害する外来種への対策を進めます。

(1) 森林や海岸などの自然の保全

現状と課題

芦屋町は北東部から北西部にかけて響灘に面しており、町の中央を流れる遠賀川をはさんだ東側には洞山に代表される海食台や断層などの特徴的な海岸、西側には白い砂浜が広がる海岸と美しく豊かな自然に恵まれ、水平線に沈む美しい夕日を楽しむことができます。

住民アンケート調査においても、「豊かな自然景観」に対する満足度が他の項目に比べて高くなっています。

近年松くい虫による保安林の被害は減少傾向にありますが、依然として松枯れが発生しているため、関係機関と連携して保安林の機能維持を図ることが必要です。

芦屋港建設以降、芦屋海水浴場一带に年々砂が堆積し、近年では堆積した砂が風により近隣の住宅地へ飛散し、住民生活に深刻な被害をもたらしています。

また、岡垣町との境界付近の沿岸は潮の流れが非常に速いため、年々砂が流出し、砂浜が侵食されています。遠賀川河口の右岸に位置する柏原西方海岸では砂浜の侵食が激しく、設置されている護岸の一部が破損するなど、背後地の住宅や直方北九州自転車道が高潮、越波にさらされています。~~夏井ヶ浜海岸は、冬場の強い季節風による波などの影響によって、崖がえぐられるとともに、砂岩が朽ちて崩落しており、海岸線の保全が課題です。~~

基本的な取り組み

- ①関係機関と連携して松くい虫防除事業や松の植栽など、森林の適切な維持管理を進めます。
- ②美しい海岸を維持するため、適切な保全対策を進めます。

◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	保安林の管理	保安林および地区保全林などの保全のため、松くい虫防除事業および松の植栽事業を実施します。また、ボランティアによる松苗の植栽や松葉かきなどの維持管理を進めます。
2	海岸保全対策の促進	海岸の侵食・堆積を抑制するため、効果的な対策工事（調査）の実施を県に要望します。

(2) 動植物の生息・生育環境の保全

現状と課題

芦屋町には、森林、川、海などの美しく豊かな自然があり、この自然の恵みを受け、ハヤブサ、ニホンイトヨ（降海型）、クロマツ群落などの希少野生生物が生息・生育していることが確認されています。夏井ヶ浜のはまゆう自生地は、九州における自生の北限として福岡県の天然記念物に指定されており、毎年みごとな花を咲かせています。

今後、刻々と変化する自然環境の現状を把握するため、動植物の分布状況調査などを行い、生態系の保全に努めていくことが必要です。また、近年、外来種¹⁷が在来種の生育・生息を脅かしている状況が全国的な問題となっており、外来種への対策も必要です。

◆これまでに町内で生育・生息が確認された希少生物

分類	希少生物
植物	コギシギシ、ツツイトモ
植物群落	クロマツ群落、ケカモノハシ群落、コウボウシバ群落、コウボウムギ群落、ツルナ群落、ハマオモト群落、ハマゴウ群落
鳥類	コアジサシ、ハヤブサ
淡水魚類	ニホンイトヨ（降海型）、サケ、アユ、カワアナゴ、ニホンウナギ、トモハゼ、メダカ（ミナミメダカ）、シロウオ、チクゼンハゼ、チワラスボ
昆虫類	キイトトンボ、スナムグリヒョウタンゾウムシ、ニセセマルケシマグソコガネ
甲殻類その他	ベンケイガニ
陸・淡水産貝類	オオクリイロカワザンショウ、オチバガイ、ハザクラ、マゴコロガイ、シマヘナタリ

◆キイトトンボ



写真：一般財団法人九州環境管理協会

◆ハヤブサ



写真：一般財団法人九州環境管理協会

◆はまゆう自生地



◆クロマツ群落



¹⁷ 【外来種】本来日本の生態系には生息しないのに、食用やペットなどの目的で人為的に外国から持ち込まれた動植物のことです。明治時代以降、日本に入って定着した外来種は、シロツメクサ、アメリカザリガニ、ブラックバス、アライグマなど約2,000に上ります。在来種を駆逐したり、在来種と交雑したりするなどして生態系を激変させる侵略的な外来種も少なくありません。2005（平成17）年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」には、侵略的な外来種や、人の生命や農林水産業に被害をおよぼす外来種を「特定外来生物」として指定し、輸入や飼育、販売、遺棄を規制し、防除することを定めています。

基本的な取り組み

- ①生物多様性保全の意識を啓発します。
- ②在来種の生息・生育環境を脅かす外来種への対策を進めます。

◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	生物多様性保全の意識啓発	広報や町ホームページなどで、生物多様性について情報発信を行うことで、住民の意識啓発を図ります。
2	希少な動植物の生息・生育環境の保全	希少な動植物の生息・生育環境の保全に努めます。
3	はまゆう自生地保護整備	はまゆう自生地の保護や利用者の安全を確保するため観察路の拡幅や防護柵を整備し、適切な保全管理を行います。
4	外来種対策	外来種および被害状況の調査を行います。また、外来種の生物の放流や移植をしないよう住民などに啓発します。特定外来生物については、必要に応じて県等と連携・協力による防除を行います。

★『豊かな自然環境を次世代へと継承していく』ための数値目標

指標名	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
松苗の植樹本数	150本 (令和4年度)	1,000本 (令和15年度) (令和6～令和15 年度累計)

★『豊かな自然環境を次世代へと継承していく』ための住民・事業者の取り組み

- 豊かな自然を守る意識を持ち、森林、川、海などの保全・再生のための活動に積極的に参加します。

◆花火大会



2. 生活環境

安全・安心な生活環境の確保と循環型社会づくりを進めます

近隣市町との連携による現状把握や注意情報の提供、エコドライブ¹⁸運動などにより、大気質を保全します。

また、町内からの河川や海域への環境負荷の低減に努めるとともに、流域市町村と連携した取り組みにより、遠賀川水系の水質を保全します。

さらに、航空機騒音低減のための実態把握や関係機関への要請、騒音規制法や振動規制法の遵守により、静けさの確保を図ります。

循環型社会の形成に向けて、3R（発生抑制、再使用、再生利用）を進めるとともに、発生した廃棄物は適正に処理します。

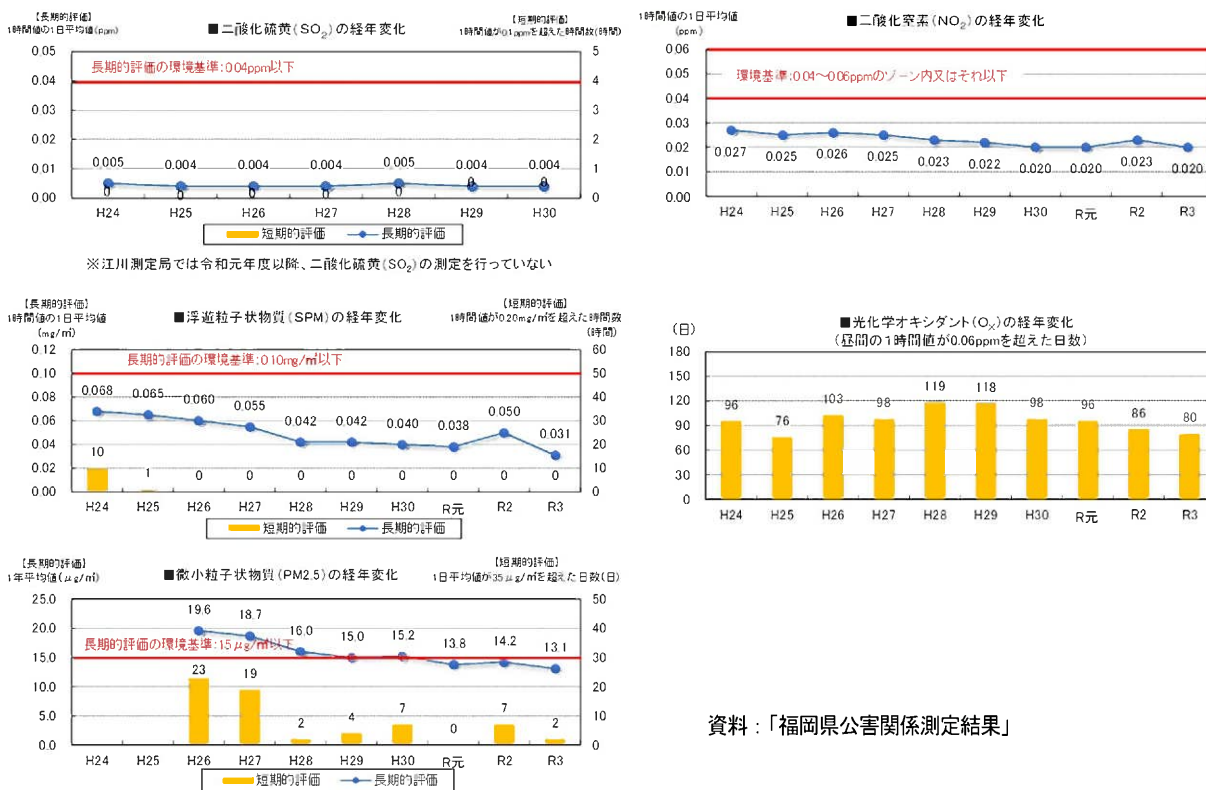
(1) 大気質の保全

現状と課題

近隣の一般環境大気測定局（北九州市若松区江川）における測定結果をみると、二酸化硫黄¹⁹、二酸化窒素²⁰、浮遊粒子状物質²¹は経年的に環境基準を達成しています。光化学オキシダント²²は平成30年度以降、環境基準値を超える日数が減少傾向にあります。微小粒子状物質（PM2.5）の年平均値も令和元年度以降環境基準を達成しています。

このようなことから、芦屋町の大気質は概ね良好であるといえます。住民アンケートでも空気のきれいさの満足度は高くなっています。

◆一般環境大気測定局（北九州市若松区江川）における大気汚染物質測定結果



資料：「福岡県公害関係測定結果」

基本的な取り組み

- ① 県や近隣市町と連携して大気質の現状把握や注意情報の提供を行います。
- ② 自動車排ガスを抑制するためのエコドライブ運動を推進します。

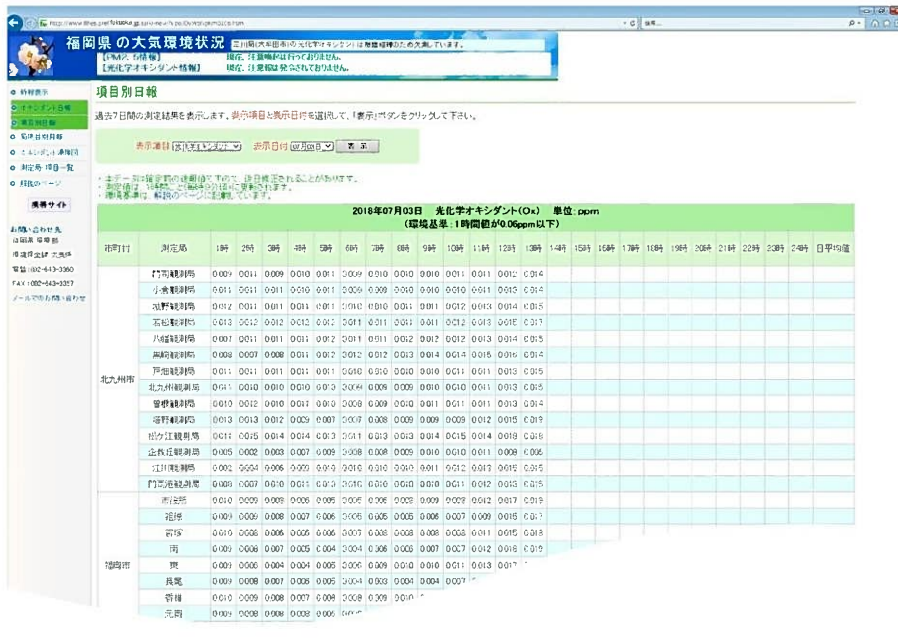
◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	大気質に関する情報共有と情報提供	大気測定結果や光化学オキシダント・微小粒子状物質（PM2.5）の注意情報などについて、県や近隣市町との情報共有および住民、事業者への情報提供を行います。
2	エコドライブ運動の推進	自動車排ガスを抑制するために、公用車運転時のエコドライブを進めるとともに、住民や事業者にエコドライブを啓発します。

コラム

福岡県の大気汚染状況について

福岡県では県内の大気汚染の状況を把握するため、大気汚染常時監視測定局で、大気汚染物質を常時測定し、大気環境の状況を閲覧することができるホームページ「福岡県の大気環境状況」において公表しています。



- 18 【エコドライブ】環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用のことで、具体的には、①ふんわりアクセル「e スタート」（発進から5秒かけて時速20km程度にする）、②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転、③減速時は早めにアクセルを離す、④エアコンの適切な使用、⑤むだなアイドリングをしない、⑥渋滞を避け、余裕をもって出発する、⑦タイヤの空気圧等の点検・整備、⑧不要な荷物を積まない、⑨走行の妨げとなる駐車をしない、⑩燃費を把握する、などの方法があります。
- 19 【二酸化硫黄】硫黄酸化物（SOx）の1種で、1個の硫黄原子（S）と2個の酸素原子（O）が結合して生成される、空気より重い無色の気体です。酸性雨の原因物質でもあります。
- 20 【二酸化窒素】窒素化合物（NOx）の1種で、1個の窒素原子（N）と2個の酸素原子（O）が結合して生成される、空気より重い赤褐色の気体です。光化学オキシダントの原因物質でもあります。
- 21 【浮遊粒子状物質】大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径が10μm（0.01mm）以下のものをいいます。
- 22 【光化学オキシダント】オゾン（O3）、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限る、二酸化窒素を除く）で、光化学スモッグの原因となる大気中の酸化性物質の総称です。

(2) 水質の保全

現状と課題

芦屋町の下水道普及率は 99.9%となっています。このようなことから、住民アンケートでは海や川などの水質対策の満足度が高くなっています。

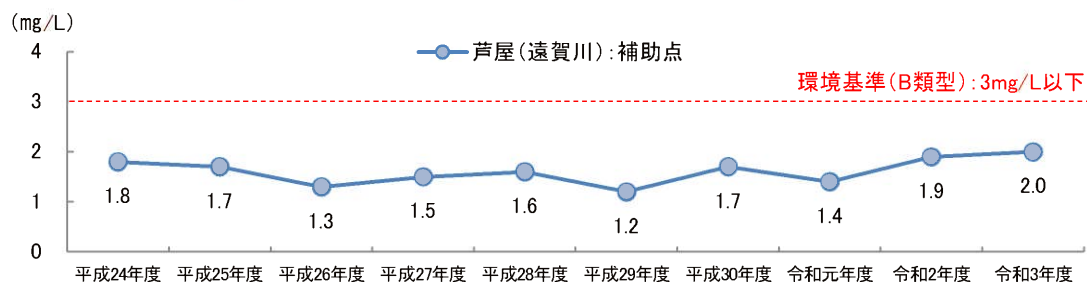
町内を流れる遠賀川は河川環境基準の B 類型に指定されており、町内の測定地点では経年的に水質調査が行われています。BOD²³75%値²⁴の測定結果をみると、全て環境基準を達成していますが、水質は九州の一級河川の中で毎年ワースト上位に位置しています。

このような現状を踏まえ、平成 24 年 1 月に遠賀川流域 22-市町村と国・県により、遠賀川をより美しい川として次世代へ引き継ぐことを目的とした『遠賀川流域宣言』がなされました。令和 2 年 1 月には、遠賀川流域共通の今後の行動指針として『遠賀川流域宣言 in 宮若』がなされ、現在それぞれの市町村で水質改善に関する取り組みが進められています。

筑前海水域の遠賀川河口沖は海域環境基準の A 類型に指定されており、COD²⁶75%値の測定結果をみると、全て環境基準を達成しています。

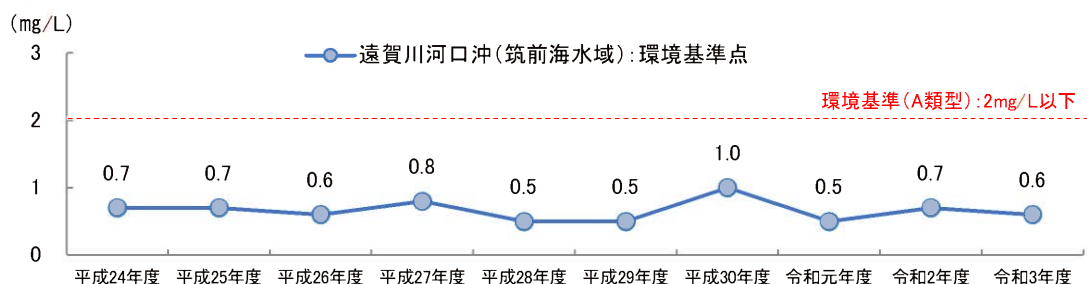
住民アンケートでは、海や川の水のきれいさの重要度が高いものの満足度は低く、遠賀川の水質改善が課題とされています。このため、他市町村も含めた流域全体で遠賀川の水質保全に取り組むことが必要です。

◆遠賀川の水質の推移 (BOD75%値)



資料：福岡県ホームページ 公共用水域 水質測定結果、国土交通省ホームページ 水文水質データベース

◆筑前海の水質の推移 (COD75%値)



資料：福岡県ホームページ 公共用水域 水質測定結果

²³ 【BOD】 BOD (Biochemical Oxygen Demand) は生物化学的酸素要求量の略称です。微生物が水中の有機物を分解 (水質浄化) するために必要とする酸素の量で示した指標で、河川の水質汚濁の指標に使われます。「水 1 l 当たりの酸素量 mg=mg/l」という単位で表し、数値が大きいほど汚濁が進んでいることとなります。

²⁴ 【75%値】 類型指定された水域における BOD および COD の環境基準の達成状況の年間評価については、その水域の環境基準点において、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ 0.75×n 番目 (n は日間平均値のデータ数の値である「75%水質値」が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断します。

²⁵ 【COD】 COD (Chemical Oxygen Demand) は化学的酸素要求量の略称です。水中の有機物が化学的に酸化する過程で必要とされる酸素の量のこと、湖沼や海域の水質汚濁の指標に使われます。単位は、BOD と同様に「mg/l」で表し、数値が大きいほど汚濁が進んでいることとなります。

基本的な取り組み

- ①水質に関する情報提供を行うとともに、流域市町村と連携して河川や海域の水質を保全します。
- ②公共下水道施設を適切に維持管理し、町内からの河川や海域への環境負荷の低減に努めます。

◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	水質に関する情報提供	町内の測定地点における水質調査結果の住民、事業者への情報提供を行います。
2	遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会	協議会の活動を通じて、流域市町村とともに遠賀川の水質改善に取り組みます。
3	公共下水道管路施設長寿命化・改築更新	経年劣化した管渠はストックマネジメント計画に基づき、計画的に長寿命化・耐震化に向けた改築更新を行います。
4	浄化センターおよびポンプ場長寿命化改築更新	老朽化の進む浄化センターおよびポンプ場のストックマネジメント計画に基づき、長寿命化・耐震化に向けた改築更新を行います。

コラム

遠賀川流域宣言 in 宮若

令和2年1月26日に宮若市で開催された第7回遠賀川流域リーダーサミットでは、「環境」、「防災・減災」、「まちづくり」をテーマに、様々な取り組み等を振り返るとともに、流域の未来ビジョンについて議論され、遠賀川流域共通の今後の行動指針として、「遠賀川流域宣言 in 宮若」が行われました。

<取り組み>

1. 私たちは、水源の森林や多様な生物の生息・生育環境を守り育てる取組を引き続き推進します。
平成24年の遠賀川流域宣言の内容を再確認し、遠賀川をより美しい川として次の世代に引き継ぐ取組を今後も引き続き推進していきます。
2. 私たちは、自助、共助、公助のバランスのとれた防災・減災社会の構築に向けた取組を推進します。
遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会における取組を、行政機関のみならず住民団体など多様な主体と協働・推進し、地域防災力の向上を目指します。
3. 私たちは、遠賀川流域の魅力再認識し、活力あるまちづくりの取組を推進します。
遠賀川流域の豊かな自然環境や観光資源など地域の魅力を再認識し、発信するとともに、河川空間を活用したまちづくりなど多様な主体との協働による新たな取組など多様な主体との協働による新たな取組を実施し、流域活性化へ向け一体となって推進していきます。



(国土交通省 遠賀川河川事務所ホームページより)

(3) 騒音・振動対策

現状と課題

航空自衛隊芦屋基地周辺の短期的な航空機騒音測定結果をみると、芦屋町内の全ての地点で環境基準を達成しているものの、隣接する遠賀町内の測定地点における長期的な航空機騒音測定結果では、経年的に環境基準を達成していないことから、航空機騒音被害の軽減が求められています。

また、騒音規制法および振動規制法では、特定工場や特定建設作業に対する規制や基準が定められており、これに該当する事業活動では、規制基準を遵守し静穏な環境を確保することが求められています。

住民アンケートでは、周辺の静けさに対する重要度が高いものの満足度は低いいため、静けさを確保するための取り組みを強化することが必要です。

◆航空機騒音測定結果（短期測定：航空自衛隊芦屋基地）【測定機関：福岡県】（単位：WECPNL）

測定地点	地域類型	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
町立芦屋小学校	I	63	51	49	49	50	49	48	46	47	51
町立芦屋東小学校	I	65	53	49	50	51	51	48	46	47	51
粟屋公民館	II	61	49	48	50	49	48	48	44	48	50

※環境基準値：地域類型 I は 70WECPNL 以下、II は 75WECPNL 以下

資料：公害関係測定結果

◆T-4 中等練習機



◆UH-60J 救難ヘリコプター



基本的な取り組み

- ①関係機関への働きかけにより航空機騒音被害の軽減に努めるとともに、航空機騒音を測定し実態を把握します。
- ②事業者にて特定工場や特定建設作業における規制や基準の遵守を求めます。

◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	航空機騒音など対策	<ul style="list-style-type: none"> ○快適な住環境空間を確保するため、九州防衛局や航空自衛隊芦屋基地などの関係機関に対して働きかけを行います。 ○飛行訓練日などを広報、ホームページに掲載し、住民の理解および周知を図ります。 ○騒音による生活上の障害緩和のため芦屋町テレビ受信料補助金の交付や町単独で定期的に航空機騒音測定を実施するとともに、防衛省や県が実施する騒音測定結果について、把握します。
2	騒音規制法および振動規制法に基づく指導	騒音規制法や振動規制法に基づく規制や基準を遵守するよう事業者へ指導します。

(4) 循環型社会の形成

現状と課題

芦屋町のごみ排出量は減少傾向にあります。これは、ごみの分別・減量・再資源化の啓発、ならびに「芦屋町ごみ減量化計画」を策定し、地域と一体となって取り組みを進めたことによるものです。

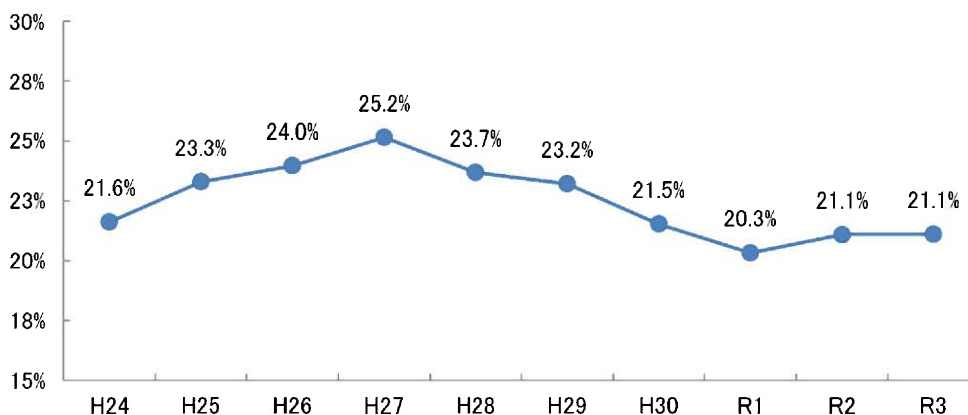
住民アンケートにおいてもごみ減量やリサイクルに関する取り組みの実行度は高くなっています。

しかし、ごみの再生利用率²⁶は減少傾向にあります。

このようなことから、今後も持続可能な循環型社会の形成に向けて、3R（発生抑制、再使用、再生利用）によるごみの減量化の推進が必要です。

一方、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律に基づいて、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理が求められており、芦屋町では平成24年度から26年度にかけて、町内の町有公共施設（以下「公共施設」）におけるポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理を進め、すべて処理が完了しています。

◆ごみの再生利用率の推移



²⁶ 【ごみの再生利用率】資源化量（処理段階における資源化を含む）が総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の量に集団回収量を加えたもの）に占める割合です。なお、スーパーマーケットや家電量販店などで店頭回収している量は含みません。

◆ごみ減量化および再資源化のための助成制度

助成制度	概要	販売、助成、補助金額など
生ごみ処理容器等購入補助金	家庭から排出される生ごみの減量化および再資源化の促進を図るため、生ごみ処理容器などを購入する者に対し、補助金を交付。	<ul style="list-style-type: none"> ○生ごみ処理容器は購入価格の2分の1に相当する額。町が販売する1基あたりの価格に2分の1を乗じて得た額を限度)。5ヶ年の会計年度につき1世帯あたり2基まで。 ○発酵促進剤は2分の1に相当する額(町が販売する1個あたりあたりの価格に2分の1を乗じて得た額を限度)。1ヶ年の会計年度につき1世帯あたり4個まで。 ○電動式生ごみ処理機は本体価格の2分の1に相当する額(20,000円を限度)。6ヶ年の会計年度につき1世帯あたり1台。 ○ダンボールコンポストは基材およびダンボールの購入価格の2分の1に相当する額(町が販売する1個あたりあたりの価格に2分の1を乗じて得た額を限度)。1ヶ年の会計年度につき1世帯あたり各4個まで。
資源物回収活動奨励金	ごみの減量、資源の有効利用および環境の美化向上を推進するため、資源物の集団回収を継続的に実施する自治会、子ども会および老人会など営利を目的にしない団体に対し(ただし団体届が必要)、奨励金を交付。	<ul style="list-style-type: none"> ○紙類、布類、鉄類、空き缶は1キログラムあたり6円。 ○ビン類は1本あたり6円。 ○家庭用廃食用油は1リットルあたり6円。

資料：芦屋町例規集(令和5年10月1日現在)より

基本的な取り組み

- ①補助金や奨励金などにより、ごみの減量化・再資源化を促進するとともに、分別の徹底を図ります。
- ②食品ロスやプラスチックごみへの対策を進めます。
- ③有害なPCB廃棄物の適正処理を啓発します。

◆町の主な取り組み(事業)

No	名称	概要
1	ごみの分別化・減量化対策の推進	生ごみ処理容器等購入補助金などにより、ごみの減量化を促進します。また、広報や町ホームページでの情報発信や分別ガイドブックの作成などにより、ごみ分別の徹底を図ります。
2	資源ごみ対策の推進	資源物集団回収団体に対する奨励金の交付、分別の周知の徹底などにより、資源ごみのリサイクルを促進します。
3	拠点回収の推進	ペットボトル、ペットボトルキャップ、紙パック、食品トレイ、衣類、古紙、電池、蛍光灯、小型家電を対象に拠点回収を推進します。
4	食品ロス対策の推進	30・10運動やフードバンク活動の紹介などにより、食品ロス削減対策を促進します。
5	プラスチックごみ対策の推進	プラスチックごみ削減のために、容器包装プラスチックやプラスチック製品の分別回収の導入可能性を検討します。
6	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理	事業者に対してPCBを含む機器の適正処理を啓発します。

コラム

資源ごみ対策およびごみの分別化・減量化の推進事業

ごみは北九州市に委託料を支払って処理しています。従って、新聞紙など資源として再生利用できるものは資源化を進め、生ごみは重量が増えないよう水切りを徹底するなど地域との協働により、減量化を推進することが必要です。

★『安全・安心な生活環境の確保と循環型社会づくりを進めていく』ための数値目標

指標名	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
河川・海域における水質環境基準の達成率	100% (令和4年度)	100% (令和15年度)
下水道不良管渠修繕率(幹線)	81% (令和4年度)	100% (令和15年度)
住民1人1日あたりのごみ排出量	780g (令和4年度)	697g (令和13年度)
ごみの再生利用率	21% (令和3年度)	35.1% (令和13年度)
生ごみ処理容器等購入補助数	61件 (令和4年度)	100件 (令和15年度)

★『安全・安心な生活環境の確保と循環型社会づくりを進めていく』ための住民・事業者の取り組み

- 自らの行動が環境の悪化につながらないように、適切な配慮を心がけます。
- ごみや資源の分別ルールを守り、家庭や事業所での3R運動に取り組みます。

3. 快適環境

快適な地域環境を創出します

安全かつ魅力ある公園整備や街路樹の維持管理を進めるとともに、公共空間や民有地の緑化を進め、緑とのふれあいを確保します。また、親水空間の整備により、良好な水辺環境を創出します。

景観阻害要因の除去などにより、良好な都市景観の形成を図ります。

文化財などの歴史的資源を保全・活用するとともに、伝統文化の継承に取り組みます。

(1) 緑とのふれあいの確保

現状と課題

芦屋町内には、城山公園、魚見公園、夏井ヶ浜はまゆう公園など自然とふれあえる施設が点在しているため、これらを積極的に紹介し、住民が自然と親しむ機会を提供していくことが必要です。

遊具等の公園設備の点検・整備を定期的に行い、適切に管理することで、住民アンケートにおいても「公園、野外レクリエーション施設の整備状況」に対する満足度は向上しています。

引き続き、住民に身近な公園の整備とその適切な維持管理を進めることや住民・事業者の緑化意識を高めて緑豊かなまちづくりを進めていくことも必要です。

◆城山公園



◆魚見公園



◆夏井ヶ浜はまゆう公園



◆中央公園



基本的な取り組み

- ①利用者にとって安全で魅力ある公園となるように整備を進めます。
- ②街路樹を適切に維持管理するとともに、公共空間や民有地の緑化を進めます。

◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	城山公園整備	城山公園を整備し、適切な維持管理を行うことで、来園者の安全性を高めるとともに、公園の利用促進を図ります。
2	魚見公園と周辺整備	自然あふれる魚見公園散策道路や展望所の整備を行い、周辺既存施設（マリンテラスあしや・釜の里・歴史の里・サイクリング道路など）への回遊性を高めることで来園者の利用促進を図ります。
3	夏井ヶ浜周辺整備	はまゆう自生地周辺の夏井ヶ浜地区を景観地として一帯的な整備を行います。
4	緑化の推進	芦屋町緑化推進協議会を通じて、緑豊かな環境づくりを進めるために住民の緑化意識の高揚を図ります。
5	街路樹の維持管理	道路環境保全のため、年次計画を策定し維持管理を行います。

コラム

中央公園の藤棚

中央公園は昭和44年に開設され、住民ワークショップに基づくリニューアル整備を経て、平成28年度に現在の姿となっています。

公園内にはリニューアル整備前より、二つの藤棚が設置されており、藤の花を楽しむだけでなく、休憩や憩いの場としても、親しまれてきました。中央公園のシンボルともいえるこの藤棚ですが、病気や破損などにより藤が弱ってしまっていたため、藤に樹勢を取り戻し、今後も長く親しんでいただけるよう、樹木医による診断結果に基づき、令和4年度に樹勢回復のための土壌改良などの対策を行いました。

◆弱った藤棚



◆土壌改良の様子



(2) 良好な水辺空間の創出

現状と課題

芦屋町の中央を流れる遠賀川は、古来より交通の要衝として賑わい、現在も本町の景観を形作るうえで重要な要素となっています。また、本町には、芦屋海水浴場、海浜公園や遠賀川魚道公園などがあり、住民や観光客などが水辺に親しんでいます。

しかし、毎年、出水期の大雨時などには遠賀川上中流域からの大量のごみが河口堰に溜まり、危険水位に達すると河口堰ゲートを開放するため、海へと流れ出ています。これらの大量のごみは、遠賀川や海岸線の景観を阻害するだけでなく、悪臭などにより周辺環境を著しく悪化させています。

また、沈殿したごみによる漁場荒廃や浮遊流木による漁船の破損など漁業への被害も発生しています。このため、遠賀川から流れ出るごみ対策について、国や県に要望するとともに、遠賀川流域の市町村に対し働きかけ、流域全体の課題として、取り組みを進めていくことが重要です。

遠賀川水系の河川には不法に係留されているプレジャーボートが多数あり、災害時には係留船による二次災害の恐れがあるとともに、近年では沈船化するプレジャーボートもあり、河川環境を悪化させるなど多くの問題が発生しています。

このため、国と県の連名で不法係留船の「重点的撤去区域」が公示され、対策が実施されています。

◆芦屋海水浴場



◆海浜公園



◆遠賀川からの漂着ごみ



◆プレジャーボートの不法係留



基本的な取り組み

- ①水辺と親しむことができる親水空間の整備を進めます。
- ②河川・海岸の環境美化を図るためのごみ対策、不法係留船対策などの取り組みを進めます。

◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	海浜公園整備	芦屋海浜公園の魅力をさらに高めるため、芝生広場における遊具などの整備・拡充を行っています。
2	遠賀川流出ごみ対策の促進	国、県、遠賀川流域市町村でのごみ流出の発生源対策や協力体制の仕組みの構築を要望します。
3	不法係留船対策の促進	遠賀川および西川の重点的撤去区域内に不法係留している船の撤去を国・県に要請します。

コラム

遠賀川魚道公園が2022年度土木学会デザイン賞を受賞

国土交通省遠賀川河川事務所、九州工業大学、芦屋町の三者協働で計画・設計を行い、平成25年6月に完成した「遠賀川魚道公園」が、2013年度のグッドデザイン賞に続き、**2022年度の土木学会デザイン賞を受賞しました。**

土木学会講評

「官民学の共同で整備された遠賀川魚道公園は、完成後10年、周囲の自然環境と互いに補い合い、より豊かに培われていることが、集まる魚達、飛来する野鳥、訪れる人々からも感じられます。時間の蓄積による自然環境の向上、また豊かな公共性が長期間を経ても持続している点で高い評価を得ました。」

◆魚道公園



◆案内図と受賞盾



(3) 良好な都市景観の形成

現状と課題

芦屋町では、住民ボランティア（花ボランティア）による街路花壇への植栽や草取りを行うことにより、魅力ある街路景観づくりを進めています。また、美しい田園景観を形成するために、レンゲ・菜の花の種子購入助成を行っています。

屋外広告物については、福岡県屋外広告物条例により、禁止地域、禁止物件、許可地域、広告物の規格が定められています。芦屋町においてもこの条例に基づいて、屋外広告物の許可、違反広告物の撤去指導などにより、良好な都市景観形成に努める必要があります。

◆花ボランティアによる植栽



◆田園（レンゲ）



基本的な取り組み

- ①花ボランティアによる花の植栽などにより、美しいまちなか景観の形成に努めます。
- ②景観を阻害する屋外広告物、空き家・空き地対策などに取り組みます。

◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	花ボランティアの推進	住民のボランティアを募り、街路花壇への植栽や草取りを行うことにより、街路景観づくりを進めます。
2	環境保全型農業の推進	景観形成のためのレンゲ・菜の花の種子購入助成や減農薬・減化学肥料などの環境保全型農業を推進します。
3	土地や建物の適切な管理	維持管理が適切に行われていない土地や建物の所有者に対し、適切な管理を要請していきます。
4	屋外広告物の規制	屋外広告物を適正に管理することにより、美観風致の維持を図ります。

(4) 歴史的資源の保全・活用

現状と課題

快適な地域環境を保ち、よりよい環境を創出するうえで、地域への愛着はかせません。地域の歴史を知ることは、その地域や郷土への愛着を育むうえで大切な要素です。

芦屋町の各所には地域の歴史を標す石碑などが点在しており、往時の歴史を知ることができます。町内には国や県が指定する有形・無形の文化財が多くあることから、その歴史の深さや重要性をうかがうことができます。中でも、盆踊りの「はねそ」や八朔行事は、古くから伝わる芦屋独特の民俗行事として今も受け継がれています。

また、町の歴史的遺産を集積する芦屋歴史の里、全国的にも著名な芦屋釜の復興を図る芦屋釜の里など、郷土の誇る文化財や歴史を保存・公開する施設も充実しています。

しかし、住民アンケートでは、「芦屋ならではのまち並み(古い建築物や昔の名残を感じるまち並み)」の重要度は低く、地域の歴史に対する住民の関心が薄らいでいます。このため、文化財の保存・継承の取り組みや歴史的資源を積極的に紹介していくことが必要です。

基本的な取り組み

- ①文化財の保護を進めるとともに、積極的に周知し文化財保護意識の高揚を図ります。
- ②芦屋釜の復興を進めるための人材育成を行い、~~鑄物師の独立を支援します。~~
オンリーワンの地域資源である芦屋釜について、文化振興や教育などへの活用を図ります。

◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	町内所在文化財の保護	町内所在文化財の適切な保護を図ります。
2	文化財の情報発信	町内の豊富な文化財の情報発信を積極的に行います。
3	鑄物師独立支援事業 芦屋釜の活用	芦屋釜の復興を実現するため、長期的な計画を策定し、鑄物師の独立を支援します。 芦屋町が所蔵する重要文化財の芦屋釜を中心に、文化振興や教育への活用を図ります。

コラム

芦屋釜とは

芦屋釜は、南北朝時代頃から筑前国芦屋津金屋（現在の芦屋町中ノ浜周辺）で造られた鑄鉄製の茶の湯釜です。その特徴は端正な形と胴部に表される優美な文様にあります。室町時代には京の貴人達に「釜は芦屋」と称され、大変珍重されました。芦屋釜の製作は江戸時代初期頃に途絶えますが、その評価は現代においても高く、国指定重要文化財の茶の湯釜9点のうち、8点までを芦屋釜が占めています。

◆重要文化財 芦屋葎地真形釜 芦屋町蔵



コラム

「八朔(はっさく)の節句」とは

初めて八朔(旧暦の8月1日。現在の9月1日)を迎える男の子の家では、わらで多くのわら馬を作り、それぞれの背に武者人形と武将の名前を書いた背旗を乗せ、座敷や床の間に飾って、その成長を祝福します。同様に、女の子の家では、米の粉を蒸して作っただごびいなという雛人形を飾ります。9月2日の早朝には、地域の子ども達がわら馬やだごびいなを分けてもらいに走ります。

平成19年、芦屋の八朔行事は文化庁より「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されました。

◆わら馬



◆だごびいな



◆町内の国・県・町指定文化財一覧

指定	区分	名称
国指定	重要文化財	芦屋霰地真形釜
国選択	「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」	芦屋の八朔行事
県指定	有形民俗文化財	海雲寺の宝篋印塔、芦屋の空也上人像 <small>附関係資料</small> 、ひらた船、輪蔵 <small>附経蔵</small> 、千光院・寺中町 <small>関係資料</small> 、芦屋役者 <small>関係資料</small> 、筑前芦屋の漁労用具
	無形民俗文化財	はねそ
	有形文化財考古資料	銅製経筒、石造宝塔
	有形文化財 <small>書跡古文書</small>	金台寺時衆過去帳 <small>附金台寺近世文書</small>
	史跡	山鹿貝塚
	天然記念物	千光院の大蘇鉄ソテツ、夏井ヶ浜のはまゆうハマユウ自生地
町指定	無形民俗文化財	岡湊神社の祇園太鼓
	有形民俗文化財	堂山の石塔群
	有形民俗文化財	金台寺の子安地藏
	考古	大塚古墳石室

★『快適な地域環境を創出していく』ための数値目標

指標名	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
既存公園の改修整備の数【累計】	3箇所 (令和4年度)	5箇所 (令和15年度)

★『快適な地域環境を創出していく』ための住民・事業者の取り組み

- 公園の維持管理や緑化、良好な都市景観の形成に積極的に協力します。
- 歴史的資源や伝統文化に興味を持ち、その保存・継承に協力します。

◆釜の鑄込み



4. 地球環境

気候変動に適応した脱炭素社会づくりを進めます

省エネルギーや公共施設への再生可能エネルギーの導入など、率先して町の事務・事業に伴う二酸化炭素排出量の削減に努めるとともに、住民や事業者の省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの導入を促し、脱炭素社会づくりを進めます。

また、気候変動の影響による被害を回避・軽減するための熱中症対策や自然災害対策などの適応策に取り組み気候変動に適応した社会づくりを進めます。

(1) 省エネルギーの推進

現状と課題

町域内の二酸化炭素排出量は減少傾向にあり、2020年度時点で51,450t-CO₂です。その内訳を見ると、運輸部門（自動車）、業務その他部門、家庭部門からの二酸化炭素排出量が多く、この3つの部門で全体の90%を占めています。

芦屋タウンバスについては、JRとの接続を考慮したダイヤの設定や低床ノンステップバスの導入など利便性向上を図る取り組みにより、利用者は増加傾向にあります。今後も公共交通機関の利用をさらに促進するための取り組みが必要です。

地球温暖化の緩和に地域全体で貢献するためには、地球温暖化に関する情報の周知・啓発を進め、地域全体で省エネルギーに取り組んでいくことが必要です。

基本的な取り組み

- ①公共施設から発生する二酸化炭素排出量の削減に努めるとともに、省エネルギーに関する情報提供を進め、住民、事業者の省エネルギーの取り組みを促進します。
- ②公共交通機関の利用促進により、自動車からの二酸化炭素排出量の削減を進めます。

◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	芦屋町地球温暖化対策実行計画の推進	計画に基づいて、公共施設の電気や燃料などの使用量の抑制、省エネルギー設備への更新、公用車への次世代自動車導入などの二酸化炭素の排出削減に努めます。
2	省エネルギーに関する情報提供	「エコふぁみ（エコファミリー応援アプリ）」や「デコ活」の普及など住民、事業者の節電や燃料消費の削減などの省エネルギー意識を啓発するために、情報提供を進めます。
3	地域公共交通活性化事業	芦屋町の地域公共交通を確保維持していくために、芦屋タウンバス・市営バス・巡回バスなどを効果的効率的な地域公共交通ネットワークの構築を図り、総合的かつ一体的に推進します。

(2) 再生可能エネルギーの活用推進

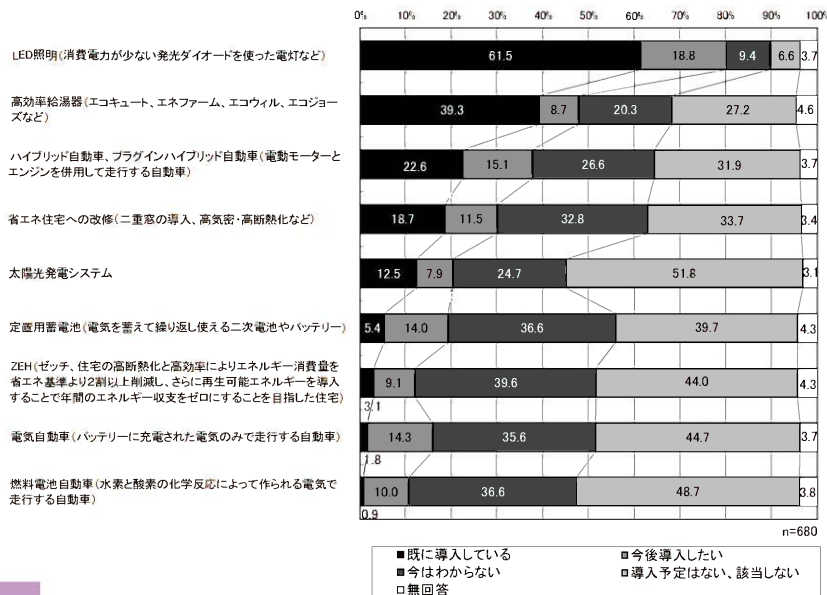
現状と課題

我が国は2050年カーボンニュートラルを目指しており、地域における脱炭素社会づくりが課題となっています。また、芦屋町を含む北九州都市圏域18市町は脱炭素先行地域に選定されており、他地域に先駆けて脱炭素化を進めていく必要があります。芦屋町では、住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度により、住宅への太陽光発電導入の支援を行っています。

住民アンケートでは、再生可能エネルギー施設導入支援に対する満足度は低く、設備の導入に当たっては、設備の価格が下がることや補助制度の充実などが導入の条件として望まれています。

補助制度や啓発、情報提供による住民・事業者の再生可能エネルギー導入を促進するとともに、公共施設における再生可能エネルギーの率直的な導入も課題です。

◆設備の導入状況と今後の意向（住民アンケート）



基本的な取り組み

- ①公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を進めるとともに、活用可能な再生可能エネルギーの検討を進めます。
- ②補助制度などにより、住民や事業者の再生可能エネルギー導入を促進します。

◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	公共施設への再生可能エネルギー導入推進	公共施設の新築・改築・建替え時などにあわせて自然の力を活かしたエネルギーの導入を推進します。
2	浄化センターにおけるバイオマスエネルギーの有効利用	浄化センター汚泥処理設備の消化タンクで発生するメタンガスを有効利用して発電を行います。
3	太陽光発電システム設置補助	町内住宅から排出される温室効果ガス（二酸化炭素）削減を目的として、住民の再生可能エネルギーの利用を促進するため、太陽光を利用した住宅用発電システムを設置する者に対し補助金を交付します。

(3) 気候変動適応策の推進

現状と課題

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書統合報告書では、「地球温暖化の進行に伴い、損失と損害は増加し、より多くの人間と自然のシステムが適応の限界に達する」、また、「気候目標が達成されるためには、適応及び緩和の資金はともに何倍にも増加させる必要がある」と指摘されています。継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらすため、緩和策とともに適応策に取り組む必要があります。

住民アンケートにおいても、気候の変化による影響として、熱中症など暑さによる健康への被害の増加や短時間に降る強い雨による浸水被害・土砂災害の増加を半数以上が認識しています。

こうしたことから、気候変動適応策として熱中症対策や自然災害対策を強化する必要があります。

基本的な取り組み

- ①熱中症予防の意識を高めるために情報提供を進めます。
- ②自然災害対策として、住民の防災意識の向上を図ります。

◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	熱中症対策	熱中症警戒アラート、町内各小中学校への通知など熱中症予防の意識を啓発するために、情報提供を進めます。
2	自然災害対策	マイ・タイムライン、ハザードマップの周知、出前講座、防災訓練などにより、住民の防災意識向上を図ります。

★『気候変動に適応した脱炭素社会づくりを進める』ための数値目標

指標名	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
町全体の二酸化炭素総排出量	75,518t-CO ₂ (平成25年度)	50%削減 (令和12年度)
公共施設から発生する二酸化炭素総排出量	2,582t-CO ₂ (平成25年度)	46%削減 (令和12年度)
公共施設の再生可能エネルギー設備導入件数	3件 (令和4年度)	5件 (令和8年度)
芦屋タウンバスの利用者数	110,007人 (令和元年度)	120,000人 (令和8年度)

★『気候変動に適応した脱炭素社会づくりを進める』ための住民・事業者の取り組み

- 再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器の導入を進めます。
- 気候変化に関心を持ち、熱中症予防や防災対策に取り組みます。

5. 環境教育・意識 環境意識を高め、協働による環境づくりを進めます

環境への関心・意識を高めるためのさまざまな場面において環境教育・学習を進めるとともに、情報提供や助成制度などにより、住民・事業者の環境保全活動を推進します。

(1) 環境教育・環境学習の推進

現状と課題

町内の小中学校では環境教育が定着しているため、総合的な学習の時間での環境教育の継続が必要です。また、団体などの希望に応じてごみ減量やリサイクルをテーマにした出前講座を行っており、住民のまちづくりへの参加が促進されています。

住民アンケート結果では、「環境教育・環境学習の推進」は重要度と満足度がいずれも高くなっています。

しかし、身近な環境問題として、ペットの糞害、ごみの不法投棄、**ごみ出しのルール違反**、野焼きなどが絶えません。住民アンケートの結果でも、「周辺住民の環境に関するモラル」の重要度が高いにも関わらず、満足度は低くなっており、環境マナーの向上に向けた取り組みが求められています。

◆環境に関する出前講座メニュー（令和5年度）

タイトル	内容紹介
はじめよう！ごみの減量化と資源化	段ボールコンポストなどのごみの減量化の取り組みと、ごみの分別やリサイクルなどのごみの資源化の取り組みを説明します。
汚れた水がきれいになるまで	暮らしの中で汚れた水をきれいにする下水道の仕組みや働きを紹介します。

基本的な取り組み

- ①環境への関心・意識を高めるために、学校や生涯学習における環境教育・環境学習を推進します。
- ②環境マナーの向上を図るために、住民や事業者への啓発などを進めます。

◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	環境教育・学習	小中学校における環境教育・環境学習を推進し、環境への関心を高めます。
2	芦屋町出前講座	町内在住者や在勤者のまちづくりへの参画を促すために、町職員が講師となって町の現状や課題、取り組みを紹介します。
3	環境マナーの向上	ペットの飼い方を啓発し、糞対策を進めます。 不適切な野焼きが行われないように住民や事業者に啓発します。 ごみステーションを清潔に保ち地域の美観を向上させるため、ごみ出しのルールについて住民に啓発を行います。 環境マナー向上のために、必要に応じて既存の条例の見直しなどを検討します。

(2) 環境保全活動の推進

現状と課題

芦屋町では、清潔で美しい町づくりのため、芦屋町環境美化推進委員会が主体となって、春の「ラブアース・クリーンアップ」、秋の「町内一斉清掃」を実施しており、自治区やボランティア団体を中心に多くの方が清掃活動に参加されています。

また、小学校では登校時ボランティア、中学校ではクリーンアップ運動などが実施されています。住民アンケートや事業者アンケートでも「住民や事業者が参加する環境関連行事の創出」に対する満足度は高くなっています。

また、町内の事業所では、ISO14001²⁷規格に適合している事業所やエコアクション21²⁸を認証・登録している事業所が少なく、環境マネジメントシステム導入に向けた啓発や情報提供などの取り組みも必要です。

◆ラブアース・クリーンアップ



◆町内一斉清掃



基本的な取り組み

①環境保全につながる身近な取り組みの情報提供や、住民・事業者の環境保全活動の支援により、人材の育成・確保を行います。

◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	住民・事業者の環境保全活動の支援	環境保全につながる身近な取り組みの情報提供や清掃ボランティア時のごみ袋の配布などにより、住民・事業者の環境保全活動を支援します。
2	ラブアース・クリーンアップの実施	芦屋町環境美化推進委員会が主体となり、美しい海岸・河川を保全するため、一斉清掃活動を行います。
3	町内一斉清掃の実施	芦屋町環境美化推進委員会が主体となり、清潔で美しい町づくりや環境美化意識高揚のため、町内全域の一斉清掃活動を行います。

²⁷ 【ISO14001】国際標準化機構（ISO）が定めた組織活動、製品およびサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するために要求される国際的な標準規格です。

²⁸ 【エコアクション21】中小事業者などにおいても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるように環境省が定めた環境マネジメントシステムです。環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取り組みに関する目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価し、報告するための方法が提供されています。

★『環境意識を高め、協働による環境づくりを進めていく』ための数値目標

指標名	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
環境に関する出前講座実施数	0回 (令和4年度)	4回 (令和15年度)
清掃ボランティア団体数	49団体 (令和4年度)	75団体 (令和15年度)
ラブアース・クリーンアップ、町内一斉清掃参加者数	2,349人 (令和4年度)	2,750人 (令和15年度)

★『環境意識を高め、協働による環境づくりを進めていく』ための住民・事業者の取り組み

- 環境問題に関心を持ち、環境マナーを高めます。
- ラブアース・クリーンアップや一斉清掃など、地域の環境保全活動に積極的に参加します。

第 6 章

計画の推進

- 1. 計画の推進体制 74
- 2. 計画の進行管理 76

1. 計画の推進体制

(1) 環境審議会

芦屋町環境審議会は、学識経験者、町議会議員、関係機関団体などで構成し、本計画および環境基本条例など環境保全に関する基本的事項について調査・審議するための組織です。環境審議会は、本計画策定時にその内容を審議するとともに、計画策定後に実施された施策・事業の進捗状況について、総合的に評価し、改善点などを提言します。

(2) 環境美化推進委員会

芦屋町環境美化推進委員会は、自治区区長、老人クラブ連合会、商工会の代表者で構成し、廃棄物の発生抑制および減量の推進、地域環境美化活動などの実践により、住民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させるとともに、町の施策への協力および提言を行うための組織です。

環境美化推進委員会の所掌事務は、以下のとおりです。

- ・環境美化意識の向上及び啓発に関すること
- ・地域の環境美化活動に関すること
- ・ごみの減量化及び資源化の推進に関すること
- ・ごみ出しマナーの向上及びごみ集積所の適正管理に関すること
- ・環境美化推進にかかる研修会及び講習会の開催に関すること
- ・飼い主のいない猫の対策に関すること
- ・その他環境美化推進のため必要な事業に関すること

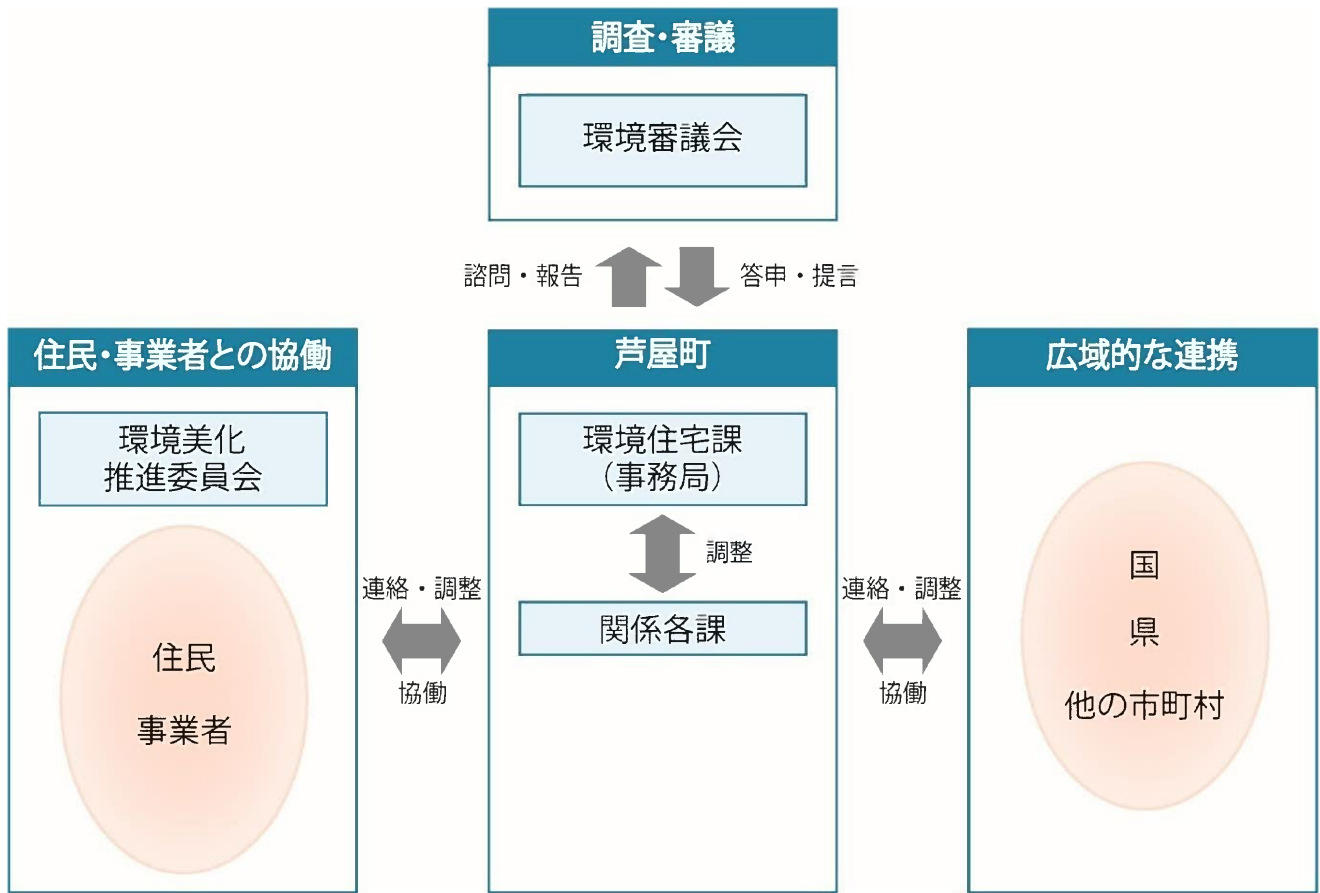
(3) 住民、事業者との協働

芦屋町内では、ラブアース・クリーンアップや町内一斉清掃などさまざまな地域環境活動が行われています。こうした地域環境活動への参加を促進するとともに、環境情報の共有化を進めるなどして、住民、事業者との協働により、効果的かつ効率的な施策・事業の推進を図ります。

(4) 広域的な連携

本計画に示す施策・事業を進めるにあたって、他の市町村との協議が必要とされた場合には、連絡・調整を図り、連携した取り組みを進め、さらに広域的な配慮が必要な場合は、国や福岡県と連携して取り組みを進めます。

◆推進体制



2. 計画の進行管理

(1) 進行管理の方法

本計画の推進にあたっては、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れて、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（見直し）の循環、PDCA サイクルで進めていきます。PDCA サイクルで本計画の進捗状況の点検・評価・見直しを適切に行うことにより、継続的に芦屋町の環境の向上を図るものとします。

(2) 計画の周知

本計画に掲げる環境像および5つの環境目標を実現するためには、住民、事業者、町が本計画の内容を理解し、環境保全活動を実践することが必要です。そこで、町内の主要公共施設への計画書の配架、「広報あしや」や町公式ホームページへの掲載、各種イベントや出前講座などを通じた説明など、さまざまな機会をとらえて、計画内容の周知を図ります。

◆進行管理

